

○農林水産省令第七十号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月八日

農林水産大臣 野上浩太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。
 掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

別表二（第九条関係）

改 正 後

地 域	植 物	備考（対象とする 検疫有害動植物）
一（略）	アキー、アボカド（付表第六十、第六十四、第七十及び第七十二に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールスパイス、オリーブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなぎようちくとう、ククミス・デイブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、これんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フエイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーク属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十	（略）

別表二（第九条関係）

改 正 前

地 域	植 物	備考（対象とする 検疫有害動植物）
一（略）	アキー、アボカド（付表第六十、六十四及び第七十に掲げるものを除く。）、あめだまのき、オールスパイス、オリーブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなぎようちくとう、ククミス・デイブサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、これんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フエイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーク属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲	（略）

二〇七 (略)	(略)	(略)
付表 一〇七十一 (略)	三に掲げるものを除く。)、もちのき 属植物、ももたまな属植物、ユーゲ ニア属植物、わた属植物、あかてつ 科植物、さぼてん科植物(付表第三 十五に掲げるものを除く。)、なす科 植物(付表第三及び第四十二に掲げ るものを除く。)、ばら科植物(付表 第三及び第三十一に掲げるものを除 く。)、及びみかん科植物(付表第四か ら第八まで、第三十九、第四十五、 第五十六及び第六十五に掲げるもの を除く。)の生果実	(略)
付表 七十二	イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生 果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの	(略)
付表 一〇七十一 (新設)	二〇七 (略)	(略)
付表 一〇七十一 (略)	二〇七 (略)	(略)
付表 一〇七十一 (略)	二〇七 (略)	(略)
付表 一〇七十一 (略)	二〇七 (略)	(略)
付表 一〇七十一 (略)	二〇七 (略)	(略)
付表 一〇七十一 (略)	二〇七 (略)	(略)
付表 一〇七十一 (略)	二〇七 (略)	(略)
付表 一〇七十一 (略)	二〇七 (略)	(略)
付表 一〇七十一 (略)	二〇七 (略)	(略)
付表 一〇七十一 (略)	二〇七 (略)	(略)
付表 一〇七十一 (略)	二〇七 (略)	(略)
付表 一〇七十一 (略)	二〇七 (略)	(略)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則